

上里町外部の労働者等からの公益通報の処理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、公益通報に対応するための体制の整備及び手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 外部の労働者等 次に掲げる者とする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項第2号及び第3号に規定する特別職の職員を除く。

ア 通報内容となる事実に関する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者と契約関係にある事業者（以下「取引先事業者」という。）の労働者

イ 通報内容となる事実に関する事業者及び取引先事業者

ウ 通報内容となる事実に関する事業者及び取引先事業者の理事、取締役その他の役員

エ アからウまでに規定する者であった者

オ エに規定する者のほか通報内容となる事実に関する事業者の法令遵守等を確保する上で必要と認められる者

(2) 通報 法に基づく通報対象事実又はその他の法令違反等が生じ、又はまさに生じようとしていると思料して、その旨を知らせることをいう。

(3) 主管課 公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等の権限を有する町の機関及び当該処分等に係る事務を所管する町の機関に属する課等をいう。

(通報・相談窓口)

第4条 外部の労働者等からなされる公益通報及び公益通報に係る相談（以下「通報等」という。）を一元的に取り扱う窓口（以下「通報・相談窓口」という。）を総務課に置く。

2 通報・相談窓口は、次に掲げる事務を取り扱う。

(1) 通報等の受付に関すること。

- (2) 通報者等との連絡調整に関すること。
- (3) 主管課との連絡調整に関すること。
- 3 通報・相談窓口は、公益通報を受け付けたときは、公益通報受付簿（様式第1号）に記録するものとする。

（通報の受理）

第5条 通報・相談窓口は、公益通報を受け付けたときは、法の趣旨及び当該公益通報の内容を検討し、当該公益通報に対応する必要があると認めるときは、当該公益通報を受理するものとする。

- 2 通報窓口は、前項の規定により受理又は不受理を決定したときは、公益通報受理（不受理）通知書（様式第2号）により、公益通報者に通知するものとする。ただし、公益通報者が希望しない場合は、この限りでない。
- 3 通報窓口は、第1項の規定により公益通報を受理したときは、その内容により次の各号のいずれかの措置を講ずるものとする。
 - (1) 町の機関が処分又は勧告等をする権限を有する場合は、適切な主管課に取り次ぎ、調査を指示するものとする。
 - (2) 他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有する場合は、当該他の行政機関を公益通報者に対して遅滞なく教示することを含め、適切な措置をとるものとする。
- 4 前項第2号の場合において、公益通報者からの通報に、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性のある内容が含まれている場合には、通報に関する秘密保持に留意しつつ、個人情報保護に関する法令等も踏まえ、当該他の行政機関に当該内容について情報提供をする。

（受付後の手続）

第6条 主管課は、前条第3項第1号の規定による指示があったときは、速やかに調査を実施するものとする。ただし、次に掲げる場合には、当該調査を終了するものとする。

- (1) 公益通報者と連絡が取れず、調査に必要な事実確認ができない場合
- (2) 通報対象事実について、既に是正がされている場合
- 2 主管課は、前項の調査を実施するときはその旨を、調査をしない場合はその旨を、公益通報調査通知書（様式第3号）により、公益通報者に通知するものとする。ただし、公益通報者が希望しない場合は、この限りでない。
- 3 主管課は、前項の通知をした場合は、通報窓口に報告するものとする。

（受理後の教示）

第7条 公益通報の受理後において、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになった場合は、主管課は、当該他の行政機関を、通報者に対して遅滞なく教示しなければならない。

(調査の実施)

第8条 主管課は、通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報保護するため、通報者が調査等の対象となる事業者及びその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を実施する。

- 2 主管課は、第1項の調査が完了したときは、その内容を通報窓口へ報告するとともに、公益通報調査結果通知書(様式第4号)により、公益通報者に通知するものとする。ただし、公益通報者が希望しない場合は、この限りでない。

(調査結果に基づく措置)

第9条 主管課は、前条第1項の調査の結果、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることが明らかになったときは、速やかに法令に基づく通報対象事実に対する処分その他適切な措置を講じなければならない。

- 2 主管課は、前項の措置を講じた場合には、その内容を、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において措置内容通知書(様式第5号)により、公益通報者に通知するものとする。ただし、公益通報者が希望しない場合は、この限りでない。
- 3 主管課は、前項の通知をした場合は、通報窓口へ報告するものとする。

(秘密保持の徹底等)

第10条 公益通報の処理に従事する者は、公益通報に関する秘密を漏らしてはならない。

- 2 公益通報の処理に従事する者は、自ら又はその親族が当事者となっている案件に関する通報その他利益相反関係を有する案件についての通報等への対応に関与してはならない。

(通報者等の保護)

第11条 通報・相談窓口及び主管課は、公益通報の対応終了後においても、公益通報者からの公益通報に係る相談に適切に対応するとともに、公益通報者が不利益な取扱いを受けていることが認められるときは、消費者庁の相談窓口の紹介その他の適切な措置を講ずるものとする。

(周知等)

第 12 条 通報・相談窓口は、外部の労働者等に対し、公益通報に関する制度について周知を行うものとする。

2 本町における通報体制の運用状況等について、町の適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障のない範囲で公表するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日告示第 25 号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

公益通報等受付票

通 報 受 付 日				
通 報 の 方 法	☐ 口頭 ☐ 書面提出 ☐ 郵便 ☐ メール ☐ その他（ ）			
通 報 者 情 報	氏 名		住 所	
	電 話		メー ル	
	勤務先		所 属	
	被通報者（違反者）との関係	☐ 役員 ☐ 従業員 ☐ アルバイト ☐ 派遣労働者 ☐ 取引先 ☐ 上記であった者 ☐ その他（ ）		
公益通報等の内容				
違 反 者 情 報	氏 名		所 属	
	☐ 役員 ☐ 従業員 ☐ アルバイト ☐ 派遣労働者 ☐ その他（ ）			
通 報 対 象 事 実 等 の 内 容				
通 報 対 象 事 実 等 の 確 認 方 法 等	方 法			
	日 時			
	場 所			
通 報 対 象 事 実 等 の 発 生 状 況	☐ 生じている ☐ 生じようとしている			
通 報 対 象 事 実 等 の 証 拠 書 類	☐ 無 ☐ 有（ ） ☐ 提出できる ☐ 提出できない			
対 象 関 係 法 令				
特 記 事 項				

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

上里町長

公 益 通 報 受 理 （ 不 受 理 ） 通 知 書

年 月 日付けで通報のありました公益通報を（受理・不受理）としましたので、
上里町外部の労働者等からの公益通報に関する要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

（不受理の場合、その理由）

第 号
年 月 日

様

上里町長

公益通報調査通知書

年 月 日付けで通報のありました公益通報について、下記のとおり取り扱うこととなりましたので、上里町外部の労働者等からの公益通報の処理に関する要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

通 報 受 付 日	
公益通報等の内容	
調 査 の 実 施	☐ 調査する。 ☐ 調査しない。 (調査しない理由：)
備 考	

第 号
年 月 日

様

上里町長

公 益 通 報 調 査 結 果 通 知 書

年 月 日付けで通報のありました公益通報の調査結果について、上里町外部の労働者等からの公益通報の処理に関する要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

通 報 受 付 日	
公益通報等の内容	
調 査 所 管 課	
調 査 期 間	
調 査 結 果	
備 考	

第 号
年 月 日

様

上里町長

措置内容通知書

年 月 日付けで通報のありました公益通報について、下記のとおり措置を講じたので、上里町外部の労働者等からの公益通報の処理に関する要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

通 報 受 付 日	
公益通報等の内容	
措 置 所 管 課	
講 じ た 措 置 内 容	
備 考	